

安心して企業経営ができる地域づくりを目指して

茨城県企業防衛対策協議会

活動のご案内



暴力団排除のための基本

- 利用しない
暴力団の威力はもちろん、暴力団に関わる一切のものを利用しない。
- 恐れない
暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団を恐れないことが必要です。
- 金を出さない
暴力団を助長するような金品や財産上の利益となるものを提供しない。
- 交際しない
暴力団と社会的に非難されるべき関係を持たない。

茨城県企業防衛対策協議会とは

～通称 企防協（きぼうきょう）と呼ばれています～

設立の目的

暴力団等反社会的勢力は、近年、伝統的資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加え、その組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業、産業廃棄物処理業や証券取引といった各種の事業活動へ進出して、企業活動を仮装したり、共生者を利用したりするなどして、一般社会での資金獲得活動を活発化させております。

当協議会は、企業から暴力団を排除するために平成 19 年 6 月の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせによる「企業指針」に基づいて

- ① 組織としての対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金提供の禁止

の実行に取り組むとともに、「不当な要求は断固拒否」をスローガンとして茨城県警察と情報を共有し、かつ連携を図りながら会員企業が「安心して企業経営ができる地域づくり」を目的として活動を推進しております。

設立の経緯

当協議会は昭和 53 年 7 月茨城県警察本部刑事部の指導のもとに暴力団等反社会的勢力の排除を目的として結成された任意団体です。

活動重点

- 1 茨城県警察と連携した反社会的勢力との関係遮断及び利益供与防止対策の推進
- 2 地区総会、研修会における暴力団排除研修の推進
- 3 基本理念の啓蒙による会員増強
- 4 安心して企業経営ができる地域づくりの推進

組織概要

当協議会は、企防協本部と各警察署単位に結成されている地区推進協議会で構成されております。

【本部の所在地】

茨城県水戸市泉町 3 丁目 1-28 第 2 中央ビル 6 階 B601

【地区推進協議会の所在地】

地区推進協議会会長企業又は地区役員企業の事業所

本部の構成

【役員】

会長、専務理事、副会長、事務局長、監事、理事

【顧問等】

最高顧問 茨城県警察本部長

顧問 刑事部長
参与 組織犯罪対策統括官、刑事部・生活安全部・警備部各参事官、組織犯罪対策課長

地区推進協議会の構成

【役員】

会長、副会長、事務局長、監事、理事

【顧問】

各警察署長、刑事官、刑事課長等

【会員】

茨城県内に本社、支社、事業所等を有する企業

本部の活動

- 「企防協だより」の定期発行
タイムリーな情報や具体的な対応方法を掲載しています。
- 暴排ポスターの配布
毎年、会員企業に配布し、暴排意識の高揚を図るとともに、受付等に掲示して会員企業であることをアピールし反社会的勢力との関与を未然に防ぎます。
- 企防協会員の章の配布
会員企業に企防協会員の章を入会時に配布しています。受付等に掲示して会員企業であることをアピールし反社会的勢力との関与を未然に防ぎます。
- 研修会の実施
会員企業の意識高揚を図るために県内を2ブロックに分けて毎年研修会を実施しております。

地区推進協議会の活動

- 定期総会、研修会の実施
総会、研修会等において暴力団等反社会的勢力の情報共有と対応策の研修を実施しています。
- 暴排キャンペーン活動の展開による、「安心して企業経営ができる地域づくり」を目指しています。

入会について

- 年会費は15,000円です。
- 入会の申込書を地区会長又は企防協本部へ提出します。
- 入会審査は厳正に行っております。
- 入会が認められると「茨城県企業防衛対策協議会 会員の章ステッカー」とポスターが送られてきます。

詳しくは当協議会の事務局までお問合せください。

茨城県企業防衛対策協議会

TEL：029-302-8018／FAX：029-302-8019
E-mail zimukyoku@kibokyo.gr.jp